

財形住宅融資を行う福利厚生会社の登録制への移行について

1. 趣旨

平成 19 年度末に決定された「国からの指定等に基づき特定の事務・事業を実施する法人に対する国の関与等に係る見直しについて」（平成 20 年 3 月 31 日行政改革推進本部決定）において、福利厚生会社が行う財形住宅融資については「登録機関において実施する【平成 20 年度中に措置】」とされており、登録制へと移行するための所要の規定の整備を行う。

2. 現行規定の概要

○ 福利厚生会社について

勤労者財産形成促進法（昭和 46 年法律第 92 号）第 9 条において、福利厚生会社とは、「事業主又は事業主団体が、専ら、その雇用する勤労者又はその構成員である事業主の雇用する勤労者の福祉を増進するため、その持家としての住宅の建設又は購入のための資金の貸付けをさせる目的で出資する法人」とされている。

○ 現行の指定制について

福利厚生会社については、勤労者財産形成促進法施行規則（昭和 46 年労働省令第 27 号。以下「財形則」という。）第 24 条において、

① 企業グループ内の福利厚生部門を独立させたクローズド型（第 1 号）

② 広く出資を募り、財形住宅融資を業として行うオープン型（第 2 号）

の 2 種類が規定されており、①のクローズド型については指定や登録を受ける必要はないが、②のオープン型については、厚生労働大臣の指定を受けた法人であることを要件としている。

3. 改正の概要

現在指定制となっている福利厚生会社について、登録制へと移行するため、下記の項目について所要の整備を行う。（新旧対照条文参照）

※ 施行期日は、平成 21 年 3 月 31 日を予定。

- 登録の申請方法
- 欠格条項
- 登録基準
- 登録の更新
- 変更の届出
- 業務の休廃止
- 財務諸表等の備付け及び閲覧等
- 適合命令
- 登録の取消し等
- 報告の徴収